

枚方市・京田辺市可燃ごみの広域処理に関する基本協定書

枚方市及び京田辺市（以下「両市」という。）は、枚方市穂谷川清掃工場第3プラントと京田辺市環境衛生センター甘南備園焼却施設の後継施設として、可燃ごみ広域処理施設を共同で建設するにあたり、平成26年12月24日付け「枚方市・京田辺市可燃ごみの広域処理に関する基本合意書（以下「基本合意書」という。）」及び平成27年7月1日に設置した「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」での協議を踏まえ、基本的な事項について、以下のとおり協定を締結する。

1 事業実施主体

- (1) 可燃ごみ広域処理施設の建設及び同施設の稼働後の管理運営については、両市を構成市とする一部事務組合を設立して行うものとする。なお、当該一部事務組合においては、当面は、可燃ごみ広域処理施設の建設に関する事務を共同処理するものとし、同施設の稼働までに管理運営に関する事務を共同処理できるよう、一部事務組合を改組するものとする。
- (2) 枚方市東部清掃工場については、基本合意書に定める広域処理の枠組みの維持を基本としつつ、可燃ごみ広域処理施設の稼働に併せ、その管理運営に関する事務を一部事務組合が担うものとする。

2 稼働目標年度

可燃ごみ広域処理施設の稼働目標年度は、平成35年度を目途とする。

3 建設地

可燃ごみ広域処理施設は、京田辺市環境衛生センター甘南備園隣接地に建設するものとする。なお、可燃ごみ広域処理施設を更新する場合の次期後継施設（以下「次期後継施設」という。）については、枚方市内に建設するものとする。

4 ごみ処理対象区域

可燃ごみ広域処理施設のごみ処理対象区域は、両市の行政区域とする。

5 ごみ処理方式及び施設規模

可燃ごみ広域処理施設のごみ処理方式については、全連続焼却方式のストー一方式を採用し、施設規模については、168t/日（枚方市穂谷川清掃工場第3プラント後継施設分104t/日及び京田辺市環境衛生センター甘南備園焼却施設後継施設分64t/日）とする。なお、施設規模については、同施設の整備に係る実施設計等において、必要に応じ見直すものとする。

6 可燃ごみの処理量

可燃ごみ広域処理施設においては、京田辺市にあっては全ての可燃ごみを処理するものとし、枚方市にあっては枚方市穂谷川清掃工場第3プラント処理相応分の可燃ごみを処理するものとする。なお、枚方市は、枚方市内で発生したごみの焼却量について、ごみ減量による増減が枚方市と京田辺市との間における第9項第1号に規定する施設運営経費に係る負担金割合に影響しないよう、可燃ごみ広域処理施設と枚方市東部清掃工場における焼却ごみ量の比率を一定に保つものとする。

7 ごみの分別及び収集の取扱い

両市のごみ分別・収集については、市域区分に応じてそれぞれの市がそれぞれで策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき担当するものとする。

8 可燃ごみ広域処理施設に係る用地の取得等

- (1) 可燃ごみ広域処理施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務については、第1項の規定に関わらず、一部事務組合の共同処理する事務から除くこととし、京田辺市が行うものとする。

- (2) 前号に掲げる事務に係る経費については、次項第1号の規定に関わらず、京田辺市の負担とする。
- (3) 枚方市内において次期後継施設を建設する場合は、前2号の規定に準じ、枚方市がその事務を行うものとする。

9 施設の建設、運営等に係る費用負担

- (1) 両市は、可燃ごみ広域処理施設の計画及び建設に関する費用（以下「施設建設経費」という。）、当該施設の管理運営に関する費用（以下「施設運営経費」という。）及び一部事務組合議会に関する費用（以下「議会関係経費」という。）について、負担の公平性を踏まえ、次の表の区分を基本として負担を行うものとする。

経費区分	負担割合
施設建設経費（投資的経費及び地方債の償還金に係る経費を含む。）	均等割 100分の10
	計画可燃ごみ量割 100分の90
施設運営経費	搬入可燃ごみ量割 100分の100
議会関係経費	議員選出数割 100分の100

- (2) 費用負担に係る詳細については、別途両市協議の上、決定するものとする。

10 一部事務組合に置く職員

一部事務組合に置く職員については、原則、両市からの派遣によるものとし、詳細については、別途派遣に関する協定により定めるものとする。

11 一部事務組合運営に係る協議体制

一部事務組合の運営にあたっては、円滑かつ効率的に行うため、両市及び一部事務組合による協議体制を整えるものとする。

1 2 可燃ごみ広域処理施設稼働に伴う既存施設の取扱いについて

- (1) 第1項第2号の規定に基づき一部事務組合が担う枚方市東部清掃工場の管理の範囲については、破碎施設を除くものとする。
- (2) 一部事務組合が担う枚方市東部清掃工場に係る経費等については、第9項第1号の規定に関わらず、枚方市の負担とする。
- (3) 可燃ごみ広域処理施設の稼働に伴い、枚方市穂谷川清掃工場第3プラント及び京田辺市環境衛生センター甘南備園焼却施設については、運用を停止し、それぞれの市において処分するものとする。

1 3 補則

本協定書に定めのない事項及び協定事項について疑義が生じたときは、両市協議の上、決定するものとする。

この基本協定の証として、本書2通を作成し、両市において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 4月11日

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市長 伏 見 隆



京都府京田辺市田辺80番地

京田辺市長 石 井 明 三

